

令和5年4月26日

保護者の皆様

岩 保 育 園
園 長 岡本和之

保育園における新型コロナウイルス感染症第5類変更の対応について

日頃から、岩保育園へのご理解とご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染対策は、令和5年5月8日より、学校保健安全法施行規則の関係規定が準用されました。

このような社会情勢を踏まえ、今後の新型コロナウイルス感染症への対応に関して、下記の通りとしましたので、何卒ご理解、ご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1：新型コロナウイルス感染症の「登園めやす」（令和5年5月8日から）

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準を「発症から5日経過し、かつ症状軽快後24時間を経過するまで。」とします。

※発症日を0日として5日間は登園禁止。5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、自宅にて様子を見て頂きます。判断に困るときは、かかりつけ医に相談し医師の指示に従って下さい。

※無症状の場合は、検体採取日を0日目とします。

※10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があるので、マスク着用が可能な場合はお願いする場合があります。

※濃厚接触者として特定されることはありません。

2：保育園における感染対策への取り組みについて

① 健康チェックについて

毎日の健康チェックカードの提出は令和5年3月31日で終了をしておりますが、登園前にご家庭で体調の変化が見られた場合は、検温をして体調把握をして下さい。

② 園児のマスク着用について

園児のマスク着用については引き続き求めませんが、感染が拡大している場合は、熱中症との兼ね合いもありますが、感染拡大防止のためにマスクの着用をお願いすることがあります。